

川崎市交通局規程第 26 号

川崎市交通局企業職員の通勤手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 9 月 30 日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水 澤 邦 紀

川崎市交通局企業職員の通勤手当支給規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の通勤手当支給規程（昭和 57 年交通局規程第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の 3 第 2 項第 2 号中「育児休業をし」の次に「、育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業（1 日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）をし」を加える。

附 則

この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。